

平成〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

中国電力株式会社 〇〇営業所  
お客さまサービス課

## 系統連系に係る接続契約のご案内

平成〇〇年〇月〇日付でお申し込みのありました下記の発電設備の当社電力系統への系統連系に係る接続契約につきまして、次のとおりご案内いたします。

### 1. 発電設備内容

本契約の対象となる発電設備（以下「本発電設備」といいます。）は以下のとおりといたします。

|          |                |
|----------|----------------|
| ①ご契約名義   | 〇〇 〇〇 様        |
| ②設備所在地   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 |
| ③設備ID    | A〇〇〇〇〇〇〇F〇〇    |
| ④発電出力    | 〇〇kW           |
| ⑤受給開始予定日 | 平成〇〇年〇月〇日      |

### 2. 系統連系の承諾

本発電設備の系統連系につきましては、以下を条件に系統連系を承諾いたします。

- 当社が定める「自家用発電設備等の系統連系に関する要綱〔低圧〕」のほか、国が定める「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、その他の法令等を遵守していただくこと。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）に定める経済産業大臣の認定を有すること。
- 当社からの求めに応じ、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置および費用をご負担いただくこと。

### 3. 工事費負担金

- 本発電設備の設置に係る工事の概要は、以下のとおりといたします。
  - 工事概要：本発電設備の連系申込みに伴う設備対策工事
  - 工期：工事費負担金入金から約〇ヶ月後（対策工事に伴う停電調整等の結果によっては、竣工予定日に変更となる場合がある）
- 太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（平成26年4月1日実施。以下「契約要綱」といいます。）にもとづき算定した工事費負担金は、以下のとおりといたします。

〇〇〇,〇〇〇円（消費税等相当額〇〇円を含む）（工事費負担金内訳書参照）

| 内訳   | 材料費            | 工費 | 諸掛り | 合計（うち消費税相当額） |
|------|----------------|----|-----|--------------|
| 取付   | 0              | 0  | 0   | 0            |
| 撤去   | 0              | 0  |     |              |
| 計    | 0              | 0  |     |              |
| 工事内容 | 例・・・変圧器吊替え工事 等 |    |     |              |

- (3) お客様は、(2)の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、当社は、その全額を受領した後、(1)の工事に着手いたします。

支払期日：平成〇〇年〇月〇日

- (4) お客様にご負担いただく工事費負担金については、工事着手後の設計変更等により、(2)でお示しした額から変更となる場合があります。工事竣工後、当社対策工事に要した工事費の実績をもとに工事費負担金を確定し、差額分を精算（ご請求または払戻し）いたします。  
なお、工事費負担金おける消費税率は、本発電設備の受給開始時点の税率を適用します。

#### 4. 系統連系に係る接続契約の成立

当社は、本発電設備に係る特段の変更がない限り、お客さまからの平成〇〇年〇月〇日付「電力受給契約申込書」（以下「本申込み」といいます。）に基づき、本発電設備の電力系統への連系を承諾することとしましたので、平成〇〇年〇月〇日をもって、本ご案内のとおり本発電設備の系統連系に係る接続契約が成立したものとみなします。

ただし、以下のいずれかに該当した場合には、本申込みは撤回されたものとし、当社は本契約を解除いたします。

- (1) 経済産業大臣から受けた設備認定の効力が無効となった場合
- (2) お客様が、1.（発電設備内容）に定める受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除きます。）
- (3) お客様が、3.（工事費負担金）(3)に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- (4) 当社が、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置またはその費用の負担を求めたにもかかわらず、お客さまがそれに応じない場合
- (5) その他、お客さまが再エネ特措法施行規則第4条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）または第6条（接続の請求を拒むことができる正当な理由）のいずれかに該当する事由があると当社が判断した場合

#### 5. その他連系条件

本申込みの内容に変更が生じたときには、速やかに当社にお申し出いただきます。

##### 【担当営業所】

中国電力株式会社

〇〇営業所 お客様サービス課

電 話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇